

令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略
公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託
公募仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下、「まちづくり戦略」という。）を令和2年3月に策定した。

本業務は、まちづくり戦略に位置付けられた「戦略Ⅰ：ヒト中心の公共空間の創出」の実現に向けて、沼津駅周辺総合整備事業により形成される沼津駅と隣接街区を囲む幹線街路ネットワーク（駅まち環状）内のエリアについて、中長期における空間再編の効果や影響を歩行者行動・空間特性の観点から評価し、その結果や沼津市中心市街地まちづくり戦略会議（以下、「戦略会議」という。）等の意見を踏まえながら、本市が取り組む中期までのまちづくりの具体的なアクションプランを示す「公共空間再編整備計画」（別途発注する業務で作成を予定）に反映することを目的とする。

(業務対象範囲)

第3条 本業務の対象区域は、別紙1に示すとおりとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 駐車場法
- (7) 静岡県業務委託共通仕様書
- (8) 沼津市業務委託契約約款
- (9) その他関係法令等

(作業計画)

第5条 受注者は本業務を実施するにあたり、すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書（管理技術者・照査技術者）を提出し、承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第6条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- (1) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託

- (2) 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託
- (3) 平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託
- (4) 平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託
- (5) 平成 31 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託
- (6) 令和 2 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託
- (7) 令和 2 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託

(関連業務)

第 7 条 業務の実施にあたっては、別途発注する沼津市中心市街地まちづくり戦略関連業務と十分に連携・調整を図ること。

(疑義)

第 8 条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 歩行者行動・空間特性等の評価・分析

別紙1に示す駅まち環状内約30haを対象とするエリアについて、歩行者行動・空間特性等の評価・分析を実施し、中長期における公共空間再編の効果や影響を把握する。(中期においては、戦略会議等で議論する複数案について検証を行うものとする。)

(1) 歩行者行動の調査・分析

①選好意識調査の実施

シミュレーションモデルの説明変数を通して定量的に評価できない要素を整理し、その要素について、令和2年度に実施したプローブパーソン調査のモニター等を対象にアンケート調査を実施することで、戦略会議でこれまでに議論された施策や別途発注業務で検討する施策等に対する選好を把握する。

なお、調査の実施方法は協議によるものとし、調査実施中のモニターからの問い合わせ対応等を行うものとする。

②回遊行動シミュレーションの実施

令和2年度に構築したシミュレーションモデルをもとに、対象とする施策を適切に分析・評価できるようにチューニング(説明変数の調整・追加・変更等)を行ったうえで、回遊行動シミュレーションを実施し、各施策による効果や影響を分析する。

③歩行者行動の評価

上記(1)①及び②の分析結果をもとに、施策実施前及び施策間の相対的な比較を行うことで、施策を評価する。

(2) 空間特性等の調査・分析

①詳細な空間特性分析

令和2年度の現況の空間特性に対する分析で用いた動線ネットワーク及び詳細な空間特性の指標化手法により、中長期において駅前広場や駅前街路を再編した際に視覚的、動線的な特性がどのように変化し、それが歩行者の認知や行動にどのような影響を与えるのかを分析し、各場所の空間特性を直感的に把握できる図面を作成する。

②パブリックライフ調査の実施

プローブパーソン調査では捕捉できない、沼津駅周辺の特定期間内での人のミクロな滞留・移動状況(どこに滞留し、どのように移動しているのか等)を実地における観察調査で明らかにする。

調査は、平日・休日各1日、8時から18時程度を想定し、どの場所で、どの時間帯に、どのような属性の人が、どのような行動をしているのかを詳細に記録し、空間特性の観点から分析する。

③空間特性の評価

上記(2)①、②の分析結果をもとに、中長期における各空間再編案について評価を行うとともに、整備やデザインの改善策等を整理する。

(3) 歩行者行動・空間特性等の評価

公共空間再編整備計画への反映を念頭に、上記（１）及び（２）の分析結果を重ね合わせ、中長期における空間再編の効果を評価・分析し、歩行者行動・空間特性の観点から再編時のポイントや留意点等を整理する。

2. 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目の段階において打合せ協議を実施するものとする。協議終了後遅滞なく議事録を作成し、事務局の確認を受ける。

なお、打合せ協議は、初回、中間１回、最終の計３回を想定する。

3. 報告書作成

上記の検討結果を報告書として取りまとめを行う。なお、本業務における調査・分析結果を示す図面等は、本市の統合型GISに搭載可能なデータ仕様で作成すること。

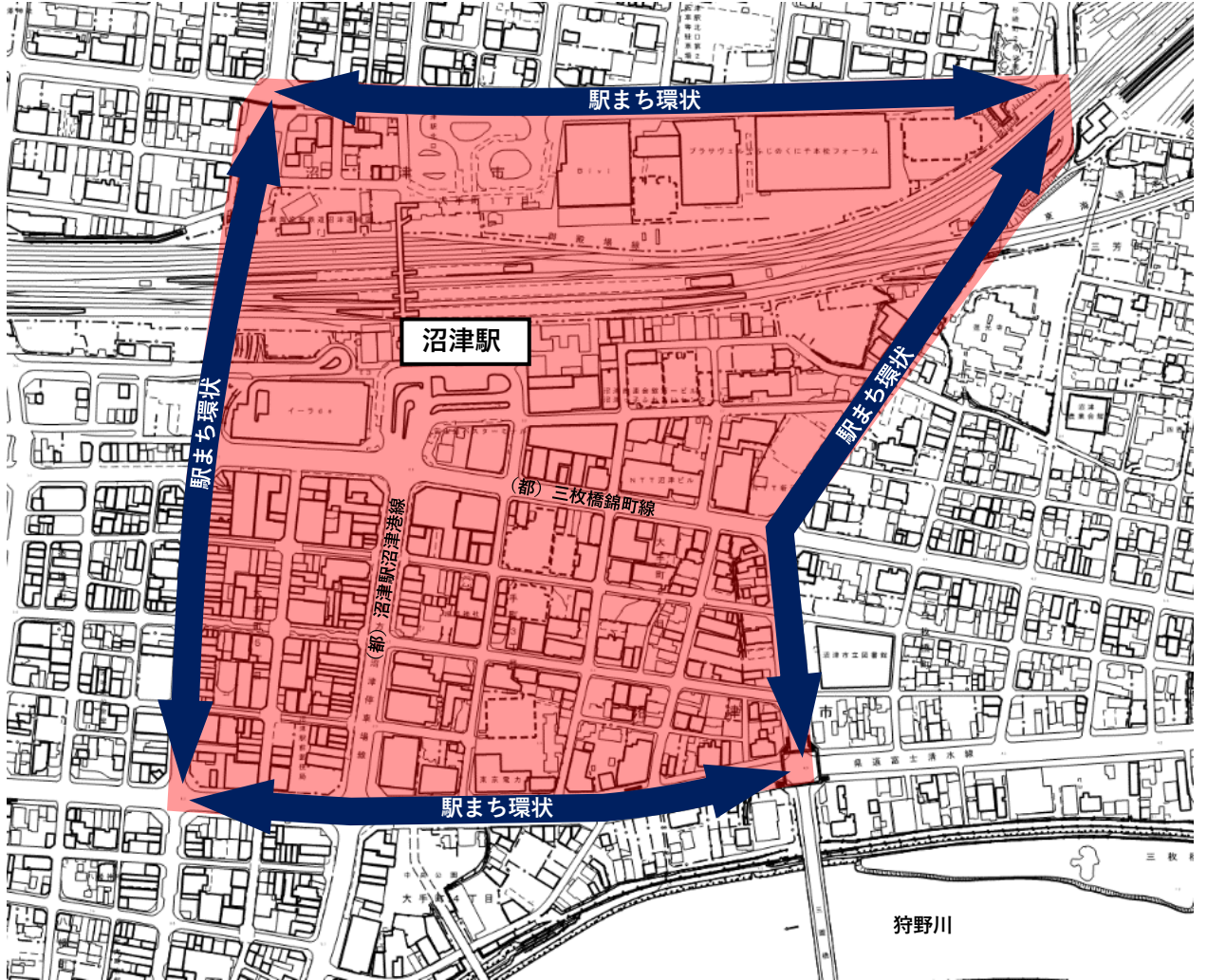
(成果品)

第10条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A4版 3部（「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる）
- (2) 電子データ 1式（CD-R 又は同等以上の電子媒体）

電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。

業務対象範囲



業務対象範囲
(駅まち環状エリア 約30ha)